

令和3年度
長岡市IT・IoT・AI設備導入支援補助金
公募要領

長岡市 商工部 産業支援課

1 制度の概要

生産性向上・人手不足・技術伝承といった課題を解決するために、新たに IT・IoT・AI システムを導入する市内中小企業のモデル的な取り組みを支援することで、成功事例を創出。他の中小企業者への波及効果及び IT・IoT・AI の横展開を目指します。

補助対象事業	新たに IT・IoT・AI システム等を導入することで社内の課題解決に取り組むモデル的な事業
業種	製造業
補助対象者	長岡市内に事業所を有する中小企業者等
補助金額	対象経費の 3 分の 2 (上限 100 万円) ※1 万円未満切捨
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・ 長岡市 IoT 推進ラボの個別相談を受けること (令和 2 年度に申込を行った企業の場合、再度の相談は不要)・ 実績報告後、長岡市が主催する成果報告会で導入の成果を報告すること
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ センサー機器、デバイス等の購入経費・ 生産性向上に資するシステム等の導入・開発経費・ その他経費・ 取得総額 50 万円以上を要件とする。

※以下の費用は対象経費から除外します。

- ・ 補助対象経費の中で、汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末など)の購入費
- ・ ただし汎用性があっても、申請事業に用途を限定した備品 (システムを遠隔監視するタブレット端末や大型ディスプレイ等) の購入費は対象とします。
- ・ 現状のシステムをバージョンアップするだけ等、生産性向上に繋がらないシステム
- ・ IoT オプションのついた工作機械等の購入費
- ・ 他団体から補助金等の支援を受けている設備

〈その他補助対象外の経費例〉

- 消費税及び地方消費税相当額
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- クラウドコンピューティングの利用に関する月額利用料
- その他本事業と関係ない経費

〈導入システムの例〉

- 紙文書で回覧していた作業指示書をタブレット端末に置き換えることで、リアルタイムに作業進捗が把握できるシステム
- 製品を入れる箱に QR コードをつけ、いつ・誰が・どの機械で製造したものかがわかる等、トレーサビリティの向上を図るシステム
- 工作機械のパトライトの電気信号をセンサーで受信し、機械の稼働状況を把握するシステム

- 機械のエラーや不良が起こった際にメールを受信することで遠隔から機械の状況を把握できるシステム など

2 各種用語の定義

・ 中小企業者等

補助対象者として定義している「中小企業者等」とは、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年 4 月 26 日法律第 33 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（個人を含む）をいいます。

ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなします。詳しくはお問い合わせください。

3 補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日（最长で令和 4 年 2 月 28 日）までが対象となります。

4 提出書類及び受付期間

提出書類
① 交付申請書（様式 1）
② 個別相談申込書（様式 2）※
③ 誓約書兼同意書（様式 3）
④ 決算状況（2 期分）（様式 4）
⑤ 取得システムの資料（カタログ・開発企業による提案書等）
⑥ 取得予定価格を証する書類（見積書の写し等）

※令和 2 年度に相談を申し込んだことのある企業は提出不要

5 申請方法

（1）募集期間

令和 3 年 5 月 6 日（木）から令和 3 年 12 月 10 日（金）まで随時募集
（※予算に達した時点で終了）

（2）提出方法

交付申請書のほか定められた添付書類を持参又は郵送により、長岡市産業支援課に提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

6 採択までの流れ

（1）個別相談申込書に基づき、長岡市 IoT 推進ラボ（事務局：長岡市産業支援課）のアドバイザー等が訪問し、現場課題や導入システムについてヒアリングを行います。（必要に応じて、申請企業のほか、システム導入企業も同席いただきます。）

（2）提出された補助金交付申請書の審査後、交付・不交付を決定し、書面で結果を通知します。

7 交付決定後の流れ

(1) 現地調査

補助事業者は、補助対象設備を設置した場合、速やかに市へ報告してください。市は、システムの導入状況等について、現地調査を行います。

(2) 実績報告書の提出・補助金の支払い

事業費の支払い完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

市は、提出された実績報告書及び経費執行証拠書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合に、補助金額を確定し補助事業者へ通知の上、補助金を支払います。

補助事業者の事業費執行計画に基づき、補助金の交付決定後に概算払いが可能です。

提出書類	提出期限
① 実績報告書（様式5） ② 取得システム等の写真 ③ 取得システムの請求書及び支払証書（領収書等）の写し	令和4年2月28日（月）

8 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業により取得したシステム等は、補助事業終了後の5年間、出荷及び売却等をしないでください。
- ・事業の内容を変更・中止・廃止する場合は市の承認を得てください。
- ・補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査への協力のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存をしてください。
- ・市が行う補助事業成果の広報（例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）及び成果報告会等での実績報告に協力してください。
- ・補助対象事業について、グループ企業に対して支払う経費（外注費、原材料費など）は、補助対象外となる場合があります。やむを得ず、グループ企業に対して支払う経費がある場合は、下記のいずれかを添付ください。
 - ① 適正価格であることの証明のため、グループ企業の他、2社以上の見積書
 - ② 特別な事情がある場合は、その理由書（様式任意）

9 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。（電子メール等でお送りできますので、ご希望の場合はお申し出ください）

<長岡市ホームページ>

- URL <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>
- 様式等のダウンロードページへの進み方
トップページ > 産業・ビジネス > 工業関係 > 「各種補助金」
> 【ものづくり企業向け】補助金事業計画を募集します
- 条例・規則のページへの進み方
トップページ > 市政 > 市政情報 > 「条例・規則」

<お問い合わせ先・申請書等の提出先>

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通 2 - 6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎 6 階

電話：0258-39-2222 / F A X : 0258-36-7385 / E-mail : shoko@city.nagaoka.lg.jp